

No	団体 / 個人別	意見
1	団体	<p>[人材育成に関する事項]</p> <p>1. 知的財産専門家の育成 (1) 弁理士、弁護士、知的財産制度に関する研究者などに対し、国際的に通用する高度な知財実務力 訴訟代理権を有する付記弁理士 知的財産関連訴訟における訴訟代理権の制限的な事項を外し、知的財産専門訴訟代理人とすべきである。 但し、付記弁理士の業務実績等を勘案して、知的財産専門訴訟代理人とすることとする。 知的財産専門訴訟代理人制度及びその養成機関の構築 主として大学理工系学部の卒業生等の技術的背景を有する者を対象として、知的財産に関連する法律・実務科目等を履修させる機関を設立し、その卒業者を裁判のうち知的財産関連事件のみを担当する訴訟代理人とする知的財産専門訴訟代理人の制度を新設すべきである。 (2) 知的財産専門家を養成する機関(専門職大学院等)の早期設立 知的財産教育を施す専門職大学院等の養成機関の設立を図るべきである。 設立にあたっては、例えば卒業と資格との関連付けなど、インセンティブを与えることも検討すべきである。</p> <p>2. 青少年を初めとした国民の創造性・知的財産知識教育の為に、技術・知的財産専門家を学校その他の教育・研修機関に派遣する制度の構築 幼少期における知的財産マインドの育成が肝要。 その為の青少年向け知的財産教育カリキュラムの策定、教育者側への知的財産教育を振興すべきである。</p> <p>[権利の保護強化に関する事項]</p> <p>1. ノウハウ保護の強化 (特に訴訟提起前の証拠収集) 知的財産に特化したディスカバリ制度の導入、守秘特権 (弁理士・依頼者間文書の開示免除)</p> <p>2. 医療関係発明の見直し 人体を構成要件とすることをもって発明の成立を否定する理由とはならない。 医療行為との関係は特許権の効力において調整することで足りる。</p> <p>3. 基本発明の重点的保護 (権利解釈)</p> <p>[訴訟の専門性強化その他権利行使の場に関する事項]</p> <p>1. 技術判事、機能強化された調査官、専門委員制度の導入 技術判事 技術判事の給源として、特許庁審査官・審判官、大学教授、弁理士等の職において十分な経験をもつ者を登用することが可能になるようにすべきである。 調査官、専門委員 調査官制度の透明性を向上させた上で、調査官の権限強化を図るべき。 また、専門委員制度については、原則として全ての知的財産に関する事件に専門委員を関与させるべきである。</p> <p>2. 知的財産高等裁判所制度の導入 東京高等裁判所の専属管轄化を図った上で、知的財産高等裁判所を設置することが望ましい。 なお、この知的財産高等裁判所は設置後も、特許庁における審判制度は維持されるべきである。</p> <p>3. 裁判外の紛争処理制度に対する支援 ADR機関に対する経済支援策を検討すべきである。</p> <p>[産学官連携の強化その他企業支援に関する事項]</p> <p>1. TLOや大学の知的財産本部で知的財産の専門人材が有機的に関与する体制の整備 TLO又は大学の知的財産本部においては、企業の知的財産部・法務部、技術者、弁理士、弁護士の専門家が相互に協力できる組織作りを行うべきである。</p> <p>2. 地域におけるテーマ設定型産学官連携 地域の特性を活かした産学官連携プロジェクトを全国各地で立上げ、地域の技術を活かした知的財産を創造し、産業の育成を図るべきである。</p> <p>3. 中小企業、ベンチャー企業の総合的支援 知的財産の創造に始まる知的創造サイクルの全般に渡り、ベンチャー、中小企業に対する支援措置を検討すべきである。</p> <p>4. 知的財産の情報一元化に関する事項 知的財産に関するデータベースの整備を行い、情報の一元的な整備を図ると共に、「知的財産白書」の公表を行い、知的財産に関するあらゆる情報の充実、利用の促進を図るべきである。</p> <p>5. 知的財産の証券化と価値評価機関の設立 知的財産の経済的価値評価、知的財産の証券化を図り、知的財産の流通を促進して我が国産業の活性化に結び付ける為の努力を行うべきである。その為には、知的財産価値評価機関を設立して、評価・判断に統一性を持たせるようにすべきである。</p> <p>[創作者と企業との関係]</p> <p>1. 職務発明規定などの検討 各知財分野の特色を見据えて、職務発明規定、特許等を受ける権利の取扱い (契約関係、権利の内容) を再検討する必要がある。</p> <p>2. 著作権保護など 日本が得意とする漫画・音楽、その他のコンテンツ並びにコンテンツ創作者の保護強化を含め、コンテンツ産業の発展を図る為の検討が必要である。</p> <p>[国際戦略の強化に関する事項]</p> <p>1. 特許権の侵害の有無を自ら判断し侵害品の輸入を差し止める日本版 ITC の導入 準司法的な機関によって特許権侵害の有無について自ら判断を下し、かつ侵害品の輸入に関し「禁止命令」、「排除命令」を下すことのできる米国の ITC (国際貿易委員会) のような制度を導入すべきである。</p> <p>2. アジア地域における弁理士制度の普及・構築支援 模倣品が横行するなど知的財産意識が希薄なアジア等の国・地域に対して、また、特許制度の整備が不十分な国・地域に対して、技術と法律に精通した知的財産専門職(弁理士等)の制度を構築し、また専門家団体の育成を奨励・支援するなど人的インフラの整備を支援すべきである。</p>
2	団体	<p>1. 国家戦略に基づく制度整備 統一行政を行う知的財産権庁の設立 巡回知的財産専門裁判所の設置 日本知的財産紛争仲裁センターの国際化 知的財産法曹の創設</p> <p>2. 国際戦略 アジア特許庁 (アジア知的財産権庁) の創設 条約やフォーラムを戦略的に活用して、知的財産マターを FTA (自由貿易協定) に組み込み、途上国の多いアジア諸国を WTO 体制のルールの下に繋ぎあわせるようにする。 知財国際フォーラムの主催</p> <p>3. 創造戦略 職務発明規定や著作権法の改正等により、知的創造の対価を特別に扱う (インセンティブとして還元する) 制度的整備が必要である。 研究者の再雇用、海外からの研究者が集まる環境の整備 社会教育・学校教育・刑務矯正の現場での知的創造教育の推進 地方自治体における知的創造の奨励と産業化を誘導する知的創造条例の制定 新事業創出促進法における知的財産活動支援 知財担保の融資保証 エンジェル税制改革 知財証券化による直接金融の促進 知財を保有する者の優先的な雇用促進 米国の small Entity 優遇制度の導入 大学をはじめとする公的試験研究機関に対する知的財産創出のための予算措置</p>

No	団体 / 個人別	意見
		<p>4. 保護戦略 特許審査官等の大幅増員、弁理士の活用、調査請求前置制度の導入などによる審査の迅速化 知的財産専門裁判所の設置 我が国における国際知財仲裁機関の整備のための仲裁基本法の制定と代理人制度の整備 日本版 ITC の創設 技術の海外流出防止のための退職した研究者および技術者の再雇用法の制定、防衛等に関する海外への特許出願に関する取り扱いの検討。 医療発明 (再生医療) の「産業上利用できる発明」としての認可及びそれに伴う特許行使のルール化の検討。</p> <p>5. 活用戦略 知的財産の会計資産評価 大学及び公的研究機関における知的財産の産業化の実践 民間専門家の積極的関与の制度構築 弁理士法上での弁理士の権限拡充と義務の明確化 日本版バイドール法の拡大適用 契約様式の調査・研究</p> <p>6. 人的基盤の整備 弁理士の知財専門弁理士化について、GATSの資格相互承認問題を踏まえた早期の対応 弁理士で弁理士登録する者については、弁理士研修を実施 知的財産専門職大学院の設置と弁理士資格の連携 知的財産専門高裁及び知財研修所の設置による裁判官の専門化 知的財産法一般、パテントリレーソンの手法、調査技術についての知識検定制度の導入 知的財産資産評価人制度の導入</p> <p>7. 喫緊の問題としての特許審査滞りの解消 先行技術調査請求前置制度の導入 先行技術調査を伴わない出願審査請求に対する加重審査料の追徴 先行技術開示制度の強化 有料の審査請求期間延長制度の導入 出願人との協議の場を制度化</p>
3	団体	<p>1. 知的財産権の保護対策の強化 特許審査官の増員、能力向上、判断基準の明確化、早期審査制度の普及と利用促進、国際的権利取得の円滑化 裁判所における調査官の拡充、ADRの活用促進などの司法制度改革の実現 知的財産権侵害に対する国境審査の強化 中小企業における知的財産権侵害に対抗できる環境整備と相談支援システムの構築</p> <p>2. 模倣品対策の確立 国の模倣品に対する抜本的な対策と対外交渉の強化 工業製品に対する原産地表示の義務付け</p> <p>3. 産学官連携・技術開発の推進 大学・TLOと中小企業を結びつけるため、商工会議所や地域中小企業センターにおけるコーディネート機能の強化 TLO事務局の人材養成の支援 中小企業技術革新制度について、中小企業者への支出目標額の大幅な増額等 中小企業の異業種・同業種の交流促進・ネットワーク化の一層の強化、技術に関する情報収集・共同研究の促進</p>
4	団体	<p>1. 国際的な知的財産保護の強化 ユーザーの利便性が高い世界特許システムの構築 特許出願の早期権利化とともに、先行技術調査結果・審査結果の相互利用を含む各国特許庁の協力の推進 我が国の特許関連情報をアジア各国の特許庁に提供する「アジア工業所有権情報ネットワーク」の構築の推進 知的財産権侵害への対策の強化として、海外への二国間、多国間交渉を通じた働きかけ、水際での関税との協力、国内での警察庁との協力による各段階での取締体制の強化をはかる。</p> <p>2. 知的財産に関わる人材基盤の充実 法科大学院における知的財産分野の教育強化 大学の理系学部・研究科における知的財産専門人材の育成 (専門職大学院の設置)</p>
5	団体	<p>知的財産の創造・保護・活用に関し政府が講ずべき施策</p> <p>1. 企業における知的財産創造・活用の促進 特許法第35条 (秘務発明規定) の「相当の対価」支払い規定を廃止して企業と従業員の契約や勤務規則などで自由に設定できるようにすべきである。 中小・ベンチャー企業に対する海外特許申請費用に係る補助制度の創設 事業の将来性や知的財産等を担保にした融資・保証制度を政府系中小企業金融機関が率先して実施</p> <p>2. 産学官連携の強化 TLOに対するアドバイザー派遣制度の充実等、機能の抜本的強化 日本版バイドール法の運用拡大 大学等における発明の機関帰属化 TLOの保有する先端分野特許の海外出願の促進のための補助制度の創設</p> <p>3. 特許審査・紛争解決の充実・迅速化 特許審査官の増員や先行技術調査の外部委託拡大による特許審査期間の短縮 知的財産関係紛争を迅速かつ正確に処理するための「知的財産裁判制度」の構築 東京だけでなく大阪などの各地高等裁判所での知的財産関連訴訟の処理体制の整備</p> <p>4. 知的財産の保護 裁判における営業秘密の適切な保護 金型図面など第三者への流出について、適正な契約がなされるよう監視・指導すべきである。 第三者対抗要件が存在するライセンス契約については、ライセンサー破綻の場合のライセンシーの権利保護が図られるべきである。</p> <p>5. ビジネスモデル特許やバイオ関連特許など新分野における知的財産の創造・活用促進 倫理上の問題や医療行為への特許行使制限なども視野に入れた先端医療技術への特許付与 新分野の特許において、広範囲な権利や代替性のない権利を有する特許が成立する可能性が高く、こうした分野の特許については、不当なライセンス行為やライセンス拒絶を独占禁止法で厳正に取り締まるべきである。 現在のグレースペリオドを6ヶ月から12ヶ月への延長</p> <p>6. 海外における模倣品対策の強化促進 アジアとりわけ中国における「著名商標権」や「意匠」に関する知的財産関連法制の整備要請 特許侵害品の輸入差し止め申し立て制度の運用状況の監視及び必要に応じた見直しの実施</p> <p>7. 知的財産を譲渡する際の所得課税の軽減及び知的財産の取得費用の一定割合の税額控除または特別償却できる制度の創設</p> <p>8. 各国間の先行技術調査の相互認証や、先願主義への統一に向けた世界特許システムの実現</p> <p>知的財産に関する教育の振興及び人材確保等に関し政府が講ずべき施策</p> <p>1. 法科大学院における知的財産関係教育の充実 2. 専門学部設置による知的財産に関する知識体系の高度化、啓蒙・普及 3. 初等・中等教育、各種シンポジウムやセミナーの開催による国民各界各層に対する知的財産に関する正しい認識の普及・啓蒙</p>
6	団体	<p>1. 防衛産業に特に関係ある意見 防衛装備品に関する効率的な研究開発と高度技術の創造を図るために、産学官共同開発態勢の枠組みを作る必要がある。 我が国において高度な防衛技術の特許を保護するために秘密特許政策を検討する必要がある。 官民の共同研究や防衛庁の受託研究において取得した特許権等の実施権について、どのような場合に許させるのかのガイドラインを明示する必要がある。 防衛庁が構築中のコンピュータシステム共通運用基盤の構築品及び著作物全体について、著作権を民間に帰属させてほしい。</p> <p>2. 産業共通の意見 知的財産価値の評価や情報開示については、企業に自由度を持たせるべきこと 知的財産ライセンス契約の保護については、米国と同様、ライセンサーの倒産時にもライセンシー側の生産体制を保持する為に、契約の範囲内で効力が維持される仕組みが必須である。</p>

No	団体 / 個人別	意見
7	団体	<p>地域の公的研究機関の知的財産創出活動の支援促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、大学の技術に加工を加えるとTLO承認事業の対象外となるため、インセンティブに欠ける。大学の技術の応用研究による技術移転促進といふ新たなカテゴリを設けて公的研究機関との連携も促進すべきである。 2. 公的研究機関に理工系出身研究者 技術者を派遣して、実施教育による研修を行い、知的財産マネージャーの人材育成を行う。 3. 公的研究機関が地域に技術移転する際のパテントプールに対しては、一定の基準を設けて独禁法の適用を除外することを検討すべきである。
8	団体	<p>総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知財改革を迅速に行う【2006年まで集中実施】 骨太な知財改革の検討期限及び実施期限を明確に定め、できるものは2003年から開始し、2006年までに第一弾を集中実施すべきである。 2. 知財戦略の決定機関を一元化する【2003年7月に決定】 特許紛争解決システムの整備、医療特許など、国益を大きく左右する見直し課題については、政府の知的財産戦略本部に検討を集約し、国家の意思として迅速に決定することが重要だ。 3. 現状維持のコストを認識する【2003年度から】 制度改革の提案に対しては、現状のコストを十分に勘案したうえで、得られる利益と天秤にかけらるべきである。 知財戦略本部は現状の混乱を解消し、知財立国に必要な立法に向け早期に議論を開始するべきである。 4. 有能な個人が魅力を感じる知財環境をつくる【2003年度から】 有能な人材が評価され活躍できる環境づくりは、知識社会の構築の条件であり、これからは海外から有能な技術や頭脳が流入し国内に集積される施策が求められる。 5. 企業の知財改革を支援する【2003年度から】 政府は、各種の規制緩和や課税措置、必要な法律の整備、特許権の迅速な設定、知財会計の積極的導入、知財報告書の普及などを図り、知的財産の有効活用、模倣品の対策など、企業の知財改革を支援する。 6. 知財特区を作っても知財改革を断行する【2003年度中に決定】 知的財産権を利用するビジネスの振興に向け、各種の規制緩和や課税措置、知財訴訟問題を迅速に解決するための知財特許裁判所、知財ロースクール、技術判事の導入など、全国に先駆けて特区で実施するべきである。 7. 世界の知財制度をリードする【2003年度から】 世界一の知財制度の構築を、日本が主導性を発揮して推進すべきである。 幅広い情報収集能力と人的ネットワークをもって、戦略的な外交を考慮しつつ、展開していくことが求められる。 8. 知財学を発展させる【2003年度から】 知財分野の学際 融合研究の競争的研究資金の増加、知財分野の調査研究、新制度実現に必要な専門家の紹介などに際しては、知的財産に関する学術研究団体に委託する。 また既存の学部から脱却した知的財産学講座の増加と教官ポストの増加。この際、教官は、主に大学以外から登用すべきである。 9. 日本発の技術を国際標準にする【2003年度から】 国際標準化戦略は、国際競争力を確保するため重要。国際標準化を目指した研究開発 知的財産戦略や、標準化を前提とした技術移転を支援することが重要である。 10. 日本の国家ブランドを構築する【2003年度中に決定】 日本ブランドを高める国家方針を策定する。今後の技術開発と同時に、ライセンスビジネスを確立して国家ブランドを構築していくことが重要である。 <p>知的財産の創造の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 11. 知財の創造の源である大学に知財システムの構築の競争をさせる【2003年度から】 文部科学省の知的財産本部事業は、各大学の創意工夫を伸ばし、有名大学だからといって努力を怠るような者が間違ってモ安住できないようにする。 12. 日本版バイ・ドールを徹底する【2003年度から】 国からのいかなる研究費による成果についても日本版バイ・ドールを適用し国の特許をなくすべきである。 13. 特許庁のサーチツールを全て公開する【2004年度から】 特許庁のサーチツールは全面開放するとともに、サーチそのものには民間企業の参入を許し、サーチ結果の添付された出願は審査請求料を大幅に減免するなどして、競争を促すべきである。 14. 世界中の知財情報をリンクする【2003年度から】 ヨーロッパ特許庁のように、著作権問題を解決して、特許文献と論文を同一の検索方式で検索 参照できるようなデータベースに改善し提供すべきだ。 15. 先端分野に関する、特許の調査研究を行う【2003年度から】 ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、ナノテクノロジー 材料 分野の重点分野について、大学、研究機関の研究成果が適切に特許権化されているかの調査が必要である。 16. デザイン、ブランドの戦略は早期に検討する【2003年度中に検討】 意匠制度、商標制度の在り方を2005年度までに整備するのでは遅すぎる。期限目標をもっと前倒しにする。 17. 大学が創造的な研究資金を獲得しやすい制度にする【2004年度から】 産学連携を推進して、需給関係に基づいた研究成果の移転によって研究資金が還元できるようにする。 併せて、企業から大学への寄付に関しても、法人税を優遇する等、欧米並に、大学が民間から研究資金を調達しやすい環境をつくる。 18. 特許を大学教官人事の評価基準とする【2004年度から】 大学教官人事の評価基準に特許の取得を尺度の一つとして導入する。ただし、特許の件数ではなく、実際に使用されているかを評価の基準とする。 19. 学会でも特許公報を論文発表と同等に扱う【2004年度から】 特許公報での発表を論文発表と同等に取り扱う学会を多数作ることが必要。欧米では学会が与える学術賞の審査では、論文と同等以上に特許の業績が重視される。我が国の学会でも特許業績を重視した評価を行う。 20. 研究費だけでなく知財費用も予算手当てをする【2004年度から】 特許権取得に要する費用を大学が容易に調達できるよう、研究開発関連経費の使用範囲を大幅に見直し、外国出願や弁理士の報酬も十分に支払えるような予算措置をする。 21. 学内発表しても特許の新規性が失われないようにする【2004年度に法改正】 特許法で大学は新規性喪失の例外が認められる機関に指定され、グレース・ペリオドの対象が拡大された。 この際に留意すべき事項を大学関係者に周知する。 併せて、論文段階でのより簡便な出願が可能となる日本版「返出願」制度の検討等、WIPOの議論との整合した検討を行なう。 22. 一社一基本特許運動をする【2003年度から】 これからは基本技術の導入が以前より難しくなる。これからは、世界に通用し、外貨を稼げる基本特許を、上場企業は少なくとも一個は取得するようにする。 23. 製造業や地域産業の活性化に知財創出事業を進める【2003年度から】 域に展開する大学と知財本部、TLOなどが地域の企業と連携して、地域における知財創出事業を進める。 24. 国の研究助成制度に特許費用を含める【2004年度から】 国の研究助成制度を活用して研究開発を行い、特許を取得する時は、研究費の外枠で、出願、審査請求、登録などの費用を国が負担し、特許取得に対するインセンティブを高める政策が必要である。 25. ベンチャー企業などの外国出願費用を援助する【2004年度から】 外国における特許、商標の取得について合理的な条件を設定し、これを満たすものに対して、外国出願費用を積極的に支援する。 26. 知財会計を導入する【2003年度から】 企業や研究機関において「知財会計」を導入し、この知財会計の情報開示により、知財で利益を生む習慣と体質を確立する。 27. インターネット時代に適応した知財法を作る【2003年度から検討】 特許法、著作権法、商標法などの知財関連法を融合するとともに、インターネット時代にふさわしい知財法を作る。 保護対象をモラから情報・サービスに広げる。保護対象とならないものは限定列挙の規定とする。従来の保護形態の見直しをする。 情報関連で特許が20年、著作権が50年と保護期間が異なっているが、国際的な調和を取りつつ見直す。 本や音楽、映像などのレンタルや中古 新古流通、逆輸入などの新しいビジネスが誕生している。著作権について、著作権者、クリエイターが十分に保護されるよう検討する。 <p>知的財産の保護の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 28. 特許審査迅速化法」を制定し、滞貨を解消する【2003 - 2007年度に集中実施】 29. 審査と審判の期間を一年以内と法律で定める【2008年度から】 また、拒絶査定不服審判などの審判期間も一年以内と法律で定める。

No	団体 / 個人別	意見
		30. 拒絶主義の審査方針を改め、特許取得を支援する審査に転換する【2003年度から】 我が国の特許制度は、基本特許に厳しい審査制度を取ってきた。特許庁は、特許取得を支援する審査へと転換するべきだ。
		31. 審査請求制度を廃止する【2008年度から】 未審査の特許出願による潜在的な独占権の濫用を防止するため、昭和46年に採用された審査請求制度を、滞りの解消時期に合わせて廃止し、出願された案件は全て審査対象とする。
		32. 出願人に先行技術開示義務を遵守させる【2003年度から】 特許庁は、先行技術の開示義務を遵守させ、非開示企業に対する不利益処分を厳正になすべきである。 その際、サーチツールを提供することは、特許庁の責務である。
		33. 特許庁は個人やベンチャー企業に特許手続を親切に教える【2003年度から】 特許庁はユーザーの立場に立った親切な制度と運用にする。特許庁は「特許庁親切運動」を再開する。 また、ホームページの検索スピードなどの改良に加えて、初めて見るユーザーやさまざまな知識レベルのユーザーに対するサービスを実施する。
		34. 特許法の手続き規定を合理化する【2003年度から】 インターネットで特許権などの登録原簿の登録・閲覧や料金の支払いができるようにする。 真の発明者に権利を移転できる規定等、盲認出願に関する規定を改正する。 技術情報の調査を外部に依頼するルートを構築する。 明細書のデータ、先行技術などの開示に米国並みに禁反言の制度を取り入れる。 年金の支払いの遅延などにより、権利が抹消されないよう手続遅延の救済制度を設置する。
		35. 出願を「マルチメディア併用」にする【2004年度法改正、2005年度実施】 出願書類にマルチメディアが併用できるようになれば、早く正確に技術を理解することができるようになる。
		36. 立法府は責務を果たし、医学と特許の保護のあり方を決定する【2003年度】 医療関係者や特許関係者のみならず、広く政治家、学者、有識者などが集まってオープンに検討するため、医学と特許に関する委員会を立法府に設置する。
		37. 新無効審判制度を廃止し、裁判所へ移行する【2005年度から】 ユーザーにとって使いやすい制度にするために、特許庁の無効審判も裁判所に移行するべきである。 そのためには、特許庁に在籍する審判官を数十人規模で裁判所に移籍する。
		38. 知財高等裁判所を創設する【2003年度決定、2004年度法改正、2005年度設立】 第一審・第二審両方のレベルで専門裁判所を創設し、技術系の人材を数十人規模で登用してはじめて「知財 先進国」といえる。
		39. 裁判期間の上限を一年とする【2004年度から】 アメリカの国際貿易委員会（ITC）は通常一年以内に結論を出す。我が国でも裁判期間の上限を最長一年とする。 CAFCもおおむね一年以内に判決を下すよう計画審理をしている。
		40. 日本版ディスクバリー制度を創設する【2003年度から検討】 裁判所から二セモノ業者に対し、さらに強力な証拠の提出命令を出すことができる規定が必要である。 また、特許明細書に記載されたデータに虚偽があるかどうかの立証にも、同様な制度が必要である。
		41. 世界特許をリードする【2003年度から】 世界特許を実現するため、早急に次の2つの施策を提案する。 日米特許サーチ2国間協定の締結 特許の日米相互承認制度
		42. 世界知財憲章を制定する【2004年度】 日本は各国の議論を促し、知恵の時代の実現に向けて早急に「世界知的財産憲章」の制定を進めていく。
		43. ハーグ条約の見直しに日本の利益を主張する【2003年度から検討】 日本政府は、ハーグ条約の見直しへの検討に積極的に貢献していく。日本政府として知財紛争の準拠法に関する問題や著作権についてのルールに関しても、積極的に提案する。
		44. 「産業著作権」の知的創造サイクルを作る【2003年度から】 技術開発、特許などの取得・商品化、新技術開発への再投資という知的創造サイクルを大きく回す政策（プロ・パテント政策）について著作権分野にこのような考え方を広げる。
		45. 知財を有益に使う競争政策を作る【2004年度】 知的財産権に対する競争政策のあり方の議論を深めることが重要。
		46. 内閣府に技術流出阻止プロジェクトチームを立ち上げる【2003年度】 技術流出阻止のための方策を総合立案するためのプロジェクトチームを立ち上げる。 本チームは、関係省庁の枠を超えた横断的な組織であるべきであると同時に、民間セクターから過半以上の人が入る形で結成されるべきであり、知的財産戦略推進事務局に置くことが適当である。
		47. 「セモノ」放置国家を監視・制裁する【2003年度から】 模倣品の被害は商標・意匠から、特許技術へと高度化しており、監視・制裁が必要である。
		48. 発展途上国の知財制度整備を支援する【2003年度から】 監視制裁と知的財産尊重の文化を推進し、その一方で自力更生を支援する経済援助・文化振興を進める。 二国間、多国間交渉、ルールの作成、執行を通じて効果的に組み合わせることが重要である。
		49. 日米知財協力協定を結ぶ【2004年度】
		50. 憲法に知財条項を入れる【2003年度から検討】 知財国家への転換の必要性を国民に広く浸透させるため、憲法を改正する場合には、知的財産創造の奨励・保護を規定する条項を追加する。
		51. 知財を育成する税制、会計制度に変える【2004年度】 産学連携の推進、スピノフしやすい環境整備のほか、企業（外国企業も含め）の大学研究施設への寄付推進（法人税優遇）を含め、ベンチャー資金や企業寄付を受け入れる開かれた制度に変える。あわせて、会計法・税法・外為法の改正を検討する。
		知的財産活用の促進
		52. 知財ビジネスの振興【2003年度から検討】 政府は、知財ビジネスにおいて、新規の企業を積極的に使うことを制度化する。 また、構造改革特区制度では、知財ビジネスの振興を利用することも真剣に検討されるべきである。
		53. 知的財産ビジネス特区の創設【2003年度中に決定】 例えば以下のような各種の規制や課税措置を緩和または廃止する。 LLC（有限責任会社）による起業を認める。 最低資本金を1円とする。 取締役の数を1人以上とする。 知財ビジネス特区内の株式会社の吸収合併については金銭を合併対価とすることを認める。 改正産業活力再生特別措置法の支援措置を知財ビジネス特区会社については広く適用する（登録免許税、不動産取得税、減資関連手続きの緩和、特別償却等）。 資本関係のない外国企業からのロイヤルティ収入は非課税扱いとする。また海外でとられたロイヤルティに対する源泉税（通常10%）を「外国税額控除制度」で確実に控除もしくは還付を受けられるようにする。 その他、所有する知的財産権を特定目的会社に譲渡する際の譲渡益はこれを非課税とし、証券化等を通じた特区会社等の資金調達の機動性を高める。 破産時の自由財産を200万円に引き上げる。 解雇法制の柔軟化。 司法過疎解消のため、弁理士などの活用。
		54. 知的財産ビジネス特区担当大臣の任命【2003年度】 「知的財産ビジネス特区」を通じた我が国産業の国際競争力向上を強力に推進、知財立国構想を実現するため、知的財産ビジネス特区担当大臣を置くものとする。
		55. 中小企業の現場を知財創出工場に転換するプロジェクトを実施【2003年度から】 承認 TLO事業の対象を拡大しかつ「ものづくり」のプロジェクトを知財創出の施策に転換する必要がある。
		56. 地域中小企業が製造業分野の知的財産創出産業として情報を発信する【2003年度から】 地域の企業群が大学の KNOW LEDGE を TECHNOLOGY に転換し、その情報発信の役割を担うことで、世界市場の知的財産ビジネスに展開できる。
		57. パテントプールモデルの開発を検討する【2003年度から】 国際標準化戦略のニーズに応じた新たなパテントプールモデルなど、新しい知的財産マネジメントのツールの開発が必要である。

No	団体 / 個人別	意見
		<p>58. 特許制度と大学発のベンチャーの総合的な調査研究をする【2003年度から】 現状の把握と問題点の解明、そして産業別の日本モデルケースを探するため、シンクタンクによる特許制度と大学発ベンチャーの総合的な調査研究を行う。</p> <p>59. 大学の技術移転業務は市場原理ののっとりワンストップで行う【2003年度から】 「産」と「学」が契約を行なうことについては、全てワンストップ化して契約実務に詳しいTLOに一任するべきである。 TLOはこのような実務を円滑に行なえる組織能力をさらに向上する。</p> <p>60. 大学の技術移転実務に携わる人材は民間の専任者を登用する【2003年度から】 米国のTLOのスタッフのように技術移転実務を行う人材は、それに全てのリスクを負って活動する人材が望まれ、大学はそのような専任者を登用するべきである。</p> <p>61. 産学間のギャップ、知識と技術と事業の乖離を埋める【2003年度から】 ギャップを埋めるのは、介在する組織や人材（TLOのライセンスアシリエイト、コーディネーター）と、双方への教育、またこの産学交流を担う人材育成が必要である。</p> <p>62. 三倍賠償制度を導入する【2004年度法改正】 知的財産を故意に侵害、不正利用した場合には、民事制裁として三倍賠償を義務づける。</p> <p>63. 職務発明規定を廃止する【2004年度法改正】 研究活動の成果をどう利用するかはそれぞれの企業が自社の経営戦略のなかで、雇用する研究者との個別契約のなかで決める方がよい。職務発明規定は廃止するべきである。</p> <p>64. セモノの流入を防ぐ国家機関を定める【2003年度決定、2004年度法改正、2005年度実施】 水際取締策としては、アメリカ型のIPCの設置やヨーロッパ型の裁判所の活用の方法がある。 いずれの方法を取るかを2003年度中に決め、2004年度法律整備、2005年度実施が必要である。</p> <p>65. 国際戦略のロードマップを作成する【2003年度から】 日本の貿易経済圏に日本の知的財産の傘をのばし、日本のスタンダードを輸出することが政策目標とする。 このため、具体的には、知財戦略本部が国際交渉のロードマップを作成する。</p> <p>66. 知財司法関係者の国際交流を進める【2003年度から】 裁判官や弁理士・弁護士、学者の国際交流を進め、権利解釈・行使でも知的財産先進国を目指す。</p> <p>67. ADR機関の機能を強化する【2003年度から】 知財裁判制度の充実とあわせて、多様な紛争解決手段の一つとなるものとして執行力の付与等、効果的で使い易いADR機関とする。</p> <p>人的基盤の充実</p> <p>68. 国民に「知財意識」を普及する【2003年度から】 大学、中小企業、ジャーナリストなど、知財分野で顕著な活動を行った機関、個人に対する表彰制度を設置するべきだ。</p> <p>69. 科学技術の博士号を有する人材を積極的に登用する【2003年度から】 国家公務員（特許庁審査官を含む）、弁理士、弁護士などの資格試験において、科学技術関係の博士号を有する人材には優遇措置を与えることを提案する。またその中から、WPO、WTO、OECD等の国際機関へ派遣者を増やすこともするべきだ。</p> <p>70. 技術的素養を持つ法曹を早期育成する【2004年度から】 最高裁は理工系の学士以上の裁判官を多数登用し、「知財裁判所」に集中配備するべき。</p> <p>71. 理工系研究者の技術判事、専門委員、技術鑑定人への任用を進める【2005年度から】 専門参審制と技術鑑定人の任用に関しては、知的財産に関する学術団体が、自然科学系の学術団体と協力して、裁判所などに対して公正な推薦を行う制度を設ける。</p> <p>72. 製造業における知的財産創出現場に知財マネジメント人材を供給する【2003年度から】 知財マネジメントのための人材を、製造業の知財創出の現場に供給する仕組みが必要である。</p> <p>73. 知財ビジネス専門職大学院を設置する【2004年度から】 知財立国を担う知的財産ビジネスを進める際に必要な人材を、実地教育やケーススタディーなどを織り込んで社会人対象に集中的に教育する専門職大学院を設ける。</p> <p>74. 知財ロースクールを設置する【2004年度から】 法曹の大幅増員のため政府が2004年度開講を目指し検討を進めている法科大学院（ロースクール）から幅広い分野で、知財国家を支える人材を数多く送り出す必要がある。</p> <p>75. 知財法曹特区制度の導入【2003年度中に決定】 特区制度を知財に関する人材育成に利用する。知財法曹を増強するため、法科大学院に適用される規制を撤廃・緩和して、知財に強いロースクールの出現を促す。</p> <p>76. 日本版「マックス・プランク知財研究所」を創設する【2004年度から】 知財に特化した「政策研究・提言・教育のセンター・オブ・エクセレンス」を設置する。</p> <p>77. 理工系学生全員、研究機関の研究者に知財講習を行う【2003年度から】 特許制度の意義、研究実験ノートのつけ方、特許情報の検索の仕方、特許明細書の書き方、特許出願の仕方について、できるだけ早い段階で教える。</p> <p>78. 起業家育成プログラムを作る【2003年度から】 学校教育の中で起業を奨励する教育が必要である。起業の現場や発明を生み出す研究者の生の声に触れる機会を作ることにより、就労に関する多様な選択肢を提供することができる。</p> <p>79. 社会人にも起業の知識を教育する【2003年度から】 社会人の再教育、生涯教育の一環として、起業するのに必要な知識を教育する場を整備する。 インターネットなどを利用して、都合の良い時間帯で教育が受けられる機会を提供する。</p> <p>80. 発明家体験プログラムを作る【2003年度から】 小中学生に、自分たちでアイデアを出し、特許電子図書館で同じものがないかを検索し、これらの情報を踏まえて発明を完成させ、明細書と図面を書くプログラムを実地体験させる。</p> <p>81. 教員に知財教育をする【2003年度から】 教員に知財教育を行う。その際には、外部の知的財産専門家を講師として積極的に活用するとともに、教員同士で教えあえる環境を整備する。</p> <p>82. 知財教育に必要な教材を早急に作る【2003年度から】 子供、学生、研究者、企業経営者などの多種多様な対象者を想定して教材を作成し、インターネットなどを通して個人でも入手できるようにする。</p> <p>83. 知的財産をインターネットで自習できるようにする【2003年度から】 WPOのワールドワイドアカデミーなどを参考にしながら、いろいろなレベルに適したE-ラーニングのコンテンツを用意する必要がある。</p> <p>84. 知財についてマスメディアで日常的に報道・論評してもらう【2003年度から】 国民が知的財産を一層深く理解できるように、多種多様なメディアに知財情報を定期的に提供し、知財の最新政策課題や新技術特許の紹介を行う。</p>
9	団体	<p>1. ハイビジョンの国際普及を戦略的に推進</p> <p>2. メディアの特性に応じた新しいコンテンツが自主的に開発され伸びていくことの重要性を強調すべきである。</p>
10	団体	<p>1. 日本の音楽コンテンツの積極的な海外展開のための施策 日本の音楽創造サイクルを維持するため、海外で流通したレコードの日本国内への還流を防止する法制度（レコード輸入権）の創設 権利者が海外で権利行使を行う際の支援体制や現地情報の収集・日本情報の発信機能を速やかに整備・拡充されたい。</p> <p>2. 音楽コンテンツの保護強化 発行後50年のレコードの保護期間を発行後70年に延長されたい。</p> <p>3. 権利執行の強化 著作権等侵害事件の刑罰を「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げ。 著作権に法定賠償制度を導入してほしい。</p> <p>4. 著作権教育の拡大 著作権に関する基本的なルールについて小学生の段階から教育・啓発を行って欲しい。</p>
11	団体	<p>1. 人材育成 知財専門学部及びビジネススクールの設立 義務教育における著作権教育の導入、強化</p>

No	団体 / 個人別	意見
		<p>2. コンテンツ産業の保護育成 コンテンツ出資者に対する制作投資の税制面、会計面での優遇措置 撮影所に対する固定資産税の減免措置、用途地域見直し等の規制緩和 映像全体のデジタル研究機関の設立 劇場等興行場における消防法等の見直し 劇場等興行場の固定資産税の減免措置</p> <p>3. 日本ブランドのコンテンツ産業の海外に向けての展開 東京国際映画祭への資金面での支援の必要性 日本映画の輸出拡大のために海外での日本映画見本市の充実 アジアにおける海賊版対策の強化</p> <p>4. コンテンツの活用促進・流通拡大の施策 中国、韓国の上映映画の輸入制限及び輸入時における税制面の改善等 法的な手段により、コンテンツの無許諾複製、視聴等の防止、制限</p>
12	団体	<p>1. 知的財産の保護の強化 迅速かつ的確な特許審査・審判 米国特許庁、ヨーロッパ特許庁との協力関係を通じ、データベースの整備を速やかに行うべきである。 損害賠償制度の強化 迅速かつ簡便な法定賠償制度により損害賠償制度を補強することが必要である。 侵害があったことを推定し、侵害者が反証する推定賠償制度、もしくは三倍賠償制度を導入すべきである。 模倣品・海賊版等への対策の強化 各国における政府及びローカル権利者への教育及び連携 アジア諸外国との権利行使に関する連携 ネットワーク上での著作権の保護強化 技術的保護手段の回避等にかかる違法対策行為の見直し</p> <p>2. 外国出願に係る費用面での支援策</p> <p>3. 特許法30条新規性喪失の例外規定の研究集会における発表に関する制限の見直しの必要性</p> <p>4. 商標の審査機関の短縮</p> <p>5. ビジネスソフトウェアデザイン(画面デザイン)の保護</p> <p>6. 政府・自治体の調達について、納入物の知的財産権は納入者に帰属する旨の立法措置が必要</p> <p>7. ゲームソフトの中古販売に関する法制の整備 中古販売権を創設し、コンテンツ利用者から対価を確保することができる制度が不可欠。中古販売権の対象は、「中古販売を行う業者による中古品の販売」という古物営業法の用語を借りて定義すれば権利のおよび範囲の明確性は担保できる。</p>
13	団体	<p>1. ゲームソフトの国内における中古販売に対する法整備 ゲームソフトの中古販売について、権利者として対価を得ることのできる何らかの制度の整備</p> <p>2. 並行輸入品の規制 東南アジアへの進出に伴い、正規品の安価な並行輸入の増加が懸念される。ゲームソフトに関する輸入件の創設を望む。</p> <p>3. ゲーム産業にかかる人材育成を目的とした各種制度の新設や公共施設の充実 人材育成の観点から能力開発のための国家支援センターの創設、開発のための公共施設の充実、優秀なクリエイターに対する税制面での優遇措置</p>
14	団体	<p>1. 育成者権の対象範囲拡大の検討 加工品のDNA判定技術の開発 自家増殖禁止植物の種類の拡大、特に、きのこ等米養繁殖植物の全面指定</p> <p>2. 育成者権の存続期間の延長等の検討 きのこ類の育成者権存続期間現行20年を25年に延長する。 または、存続期間満了品種の再登録制度の創設</p> <p>3. アジア地域等との連携による権利保護の推進 中国における「種子法」及び対象品目への「きのこ類」の追加 中国等におけるきのこ類菌育成者権保護に関する認識度向上の啓蒙促進</p>
15	団体	<p>1. 保護期間満了品種の再登録あるいは保護期間の延長</p> <p>2. 食用きのこ類のDNAによる品種識別技術開発プロジェクトの発足</p>
16	団体	<p>国内登録品種の海外での生産及び逆輸入の阻止について 不正輸入農作物の取り締まりについて、法制化と運用施策を強化していただきたい。</p>
17	団体	<p>1. 園芸分野における新品種保護や栽培技術のノウハウや生産機器、生産システムの保護が重要である。</p> <p>2. 園芸生産物の生産だけでなく、流通に関しての特許的なものも重要である。</p> <p>3. 新品種や、新技術の保護を受ける手続の簡素化</p>
18	団体	<p>1. 先発主義への転換など、世界標準策定も含め、優先権の考え方を統一して欲しい。</p> <p>2. 発明を機関帰属とするかわりに、特許収入があった場合の利益の配分・還元の規定など発明者に対するインセンティブの付与が必要である。</p> <p>3. 国際特許出願への支援</p> <p>4. 独立行政法人が保有する特許の維持(侵害への防御)システムの構築の支援と維持費の軽減</p>
19	団体	<p>1. 「知的財産戦略推進計画」における施策等について、日本政府は、最低30日間、可能な限り60日間の意見募集を行うべきである。</p> <p>2. 著作権 著作権保護期間を70年に延長すべき 侵害行為に対する抑止力として機能する法定損害賠償制度を導入すべき。 著作物の不正なオンライン流通を防止し、処罰するための対策を日本政府は措置すべきである。 アジア地域における著作権保護の執行</p> <p>3. 特許 新分野における知的財産保護など、特許の対象内容のより広範囲な定義の促進 特許費用の引き下げによる中小企業への支援 グレースピリオドの6ヶ月から12ヶ月への延長 米国や他の国々との特許法や手続の調和の促進</p> <p>4. 商標 米国や他の国々との協力し商標申請に必要な共通のデータ要素の調和 インターネットによる商標出願など電子的な技術の更なる取入れ 一元化された知的財産裁判所の設立</p> <p>5. 執行 著作権及び商標の水際措置への積極的な取り組みのための、権利情報に関する共有化かつ一元化されたデータベースの設置、利用 知的財産に関するあらゆるレベルでの普及啓発、教育活動への支援 知財専門裁判所への唯一独占的な上訴管轄権の付与、すべての知的財産権に関する訴訟を扱う相当数の専門的な第一審裁判所の設置 訴訟における営業秘密の開示命令制度の創設 日本におけるTRIPSの全ての義務の順守の明記及びアジア諸国との2国間もしくは多国間通商協定において知的財産執行措置を強化すること。</p>

No	団体 / 個人別	意見
20	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産権侵害品の輸入者及び海外輸出者に関する情報の権利者への開示 2. 商標侵害の疑いのある物品の輸入者に関する情報の権利者への開示制度の創設 3. 水際取締りに関して、権利者が直接模倣輸入者と争う民事措置の実現 4. 知的財産分野における日本の裁判所の制裁的な損害賠償判決 5. 日本国内での知的財産権侵害物品を所有することの全面禁止 6. インターネットによる模倣品売買に関する管轄を越えた取締り 7. インターネットによる模倣品売買者に関し、当局から権利者への情報開示 8. 原産地表示などの保護強化と、それらの商標としての登録や不正使用の禁止 9. 権利者を代表する知財保護組織と日本の行政当局との定期的な会合開催 10. 日仏の関係当局の実務者レベル会合でのエンフォースメントの分野における2国間の協力体制の構築
21	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 並行輸入に対する規制 並行輸入の合法、非合法の明確化 注意義務や規制を並行輸入に対して課していくこと 2. 取り締まり態勢の強化 関税から行政処分の対象となった事案の情報開示 民事において権利者と輸入者が直接対決できることが必要 真正品であるのと立証義務を輸入者にある程度課することを明確化して業者側が証明する書類を用意する必然性を発生させておくこと が、犯意立証に有効であること 外国郵便で送られてくる偽造品の検査を一時的であっても早急に強化すること オークションを運営するプロバイダやサイトに対して、行政指導及び法律を強化すること 取り締まり当局の鑑定依頼等対応や消費者に対する問い合わせ対応のための常設機関を設置すること
22	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産権侵害物品の輸入者及び海外輸出者に関する情報の当局による権利者への開示 2. 水際取締りに関して、権利者の意志により直接に模倣品輸入者と争う民事措置の実現 3. 輸送、持込を含む全ての個人使用目的による侵害品輸入禁止 4. インターネットによる模倣品売買に関する管轄を越えた取り締まり 5. インターネットによる模倣品販売者に関し、当局から権利者に対する情報開示
23	団体	<p>審査請求料が一律2倍になり、中小企業等の出願意欲を阻害する要因となりかねない。 新たな審査請求料等の減免措置は手続が煩雑で適用されるユーザーも限られている。 このため、中小企業の出願状況にかかる統計情報を米国のそれと対比しつつ公開して欲しい。</p>
24	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海外出願特許の奨励策 2. 先行技術調査結果の通知制度の創設による審査促進策 3. 匠技術など日本が得意とする知的財産保護 4. 未利用特許の活用促進 5. 基本発明の重点的保護 6. 工業製品の著作権は20年とするなど他の産業財産権とのバランスをとる 7. 知的財産に関する国民への普及啓発 8. 弁理士に技術と法律の知識、実務、ビジネス知識や国際性の習得を前提とするなど弁理士法を改正する 9. 海外に模倣監視機関を設置する 10. 海外との紛争処理機関の設置 11. アジア地域特許への統一やアジア地域における技術系弁理士制度の整備への支援
25	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審査請求制度の可及的廃止と審査官の大幅増員 2. 現在の弁理士制度に加え、技術系が分化した近代的な新弁理士制度の創設
26	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産価値の評価や情報開示に当たっては、企業に自由度を持たせるべきである。 2. ライセンス契約を結んだ相手方の倒産などにより、事業活動が停止されないようにすべきである。
27	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産の創造 工業所有権協力センター (IPCC) の分室を関西に拠点展開すべきである。 大学の技術の企業への移転促進のため、人材の充実や関連予算の拡充を図るべきである。 日本版バイ・ドール法については、全ての省庁で完全適用されるべきである。 特許法 35条第 3項第 4項は廃止し、企業と研究者間の契約に基づいて対価を定めるべきである。 2. 知的財産の保護 世界特許システムの構築など国際的に調和したルール作り 米国に対する先願主義への統一と早期公開制度の全面導入の要請 特許権等の侵害の判断が迅速に行えるような体制整備 W IPOサミット等での模倣品問題を重要課題としての取り上げ 知財訴訟における知財権者による開示請求権と営業秘密の適切な保護 特許等の侵害判断訴訟において、一回で侵害及び有効性判断を行う仕組みづくり 医療行為に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、医療分野における発明全般について特許権を付与する 3. 知的財産権の活用 コンテンツの活用に係る著作権問題を解決し、著作権に関する流通を促進すべきである。 企業の自主性を配慮しつつ、知的財産を評価し、情報開示する方法の検討 日本発の技術の国際標準化への官民一体となった取り組み 4. 知的財産に強い人材の育成 法科大学院における知的財産教育の充実及び司法試験の選択科目として知的財産法の採用 技術が理解できる技術裁判官の養成及び裁判官を補佐する調査官制度の充実の検討
28	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職務発明制度の見直し 特許法 35条の主旨は継続的に尊重、維持されるべきであるが、対価の額については、事業者と従業者の合意を尊重すべきである。 2. 模倣品対策 現在、商標権、意匠権だけでなく、特許権、実用新案権についても侵害行為の増加が考えられる。関係各国に罰則の強化を中心とする法制度の一層の整備と重用の強化、国民への啓蒙活動を働きかけるべきである。 3. 知的財産権の一元管理のための信託制度の検討 グループとしての知的財産権一元管理運営が重要課題。知的財産権を集中的に管理 (グループ内一元管理) するための制度として、信託制度 (新法整備) の検討も十分価値がある。
29	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金銭配分元の興行売上額を第三者が検証する過程を作るべき。 2. 製作部門を健全に保つ施策をするべき。 3. 文化庁と経産省が一体して施策を行うべき。 4. 映画に関し原著作者と映画著作権者とが同等の権利を有することの問題点を解消するように映画の著作権を他の著作権と別立てして整理すべき。 5. 有能な人が業界に入ってくるようにしてほしい。 6. 様々な協同権利者がいること的前提に利益配分できる仕組みを作って欲しい。
30	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産創造の促進 職務発明の対価は特許法 35条で決定するのではなく、企業と従業員との間での適切、合理的な取り決めや社内規定に委ねるべきである。 産学官の連携による国際競争力の強化 共有成果の取り扱いと産官学連携で企業が不利にならないようなあり方の検討 技術標準戦略の産官学連携のあり方の検討 特徴ある大学 研究機関への予算・人材の重点配分等の検討

No	団体 / 個人別	意見
		<p>2. 知的財産の保護強化 知的財産価値の評価や情報開示の範囲は企業の創意工夫を發揮させるべき 知的財産分野専門家の質の充実と量の拡充による体制強化 先行技術調査や審査結果の相互利用等、国際的な制度調和の実現 海外の知的財産権侵害品に対する対策 ・日本版 ITC導入の是非の検討 ・模造品に対する官民連携による2国間交渉による働きかけ ・ライセンス倒産時のライセンスの保護など知的財産ライセンス契約の安定強化</p> <p>3. 人材の育成 技術に通じた法律専門家の育成のための法科大学院のあり方の検討</p>
31	団体	<p>1. 知的財産創造の促進 職務発明のインセンティブは各企業が創意工夫し、対価は契約や勤務規則に委ねるべき。 大学の知財組織の整備やパテントポリシーの明確化等、産学連携の推進のための環境整備</p> <p>2. 知的財産の保護強化 審査官の増員等、特許審査体制の整備 世界特許システム、米国における早期公開制度の導入等、国際的な制度調和の実現 日本発の新分野における知財の適切な保護 先端技術分野における国際標準化の推進 医療行為発明全般に対する特許付与 証拠開示命令や営業秘密の保護、侵害訴訟の一回的解決、調査官制度の充実や技術に明るい法曹人の養成など、知的財産権侵害訴訟手続の改善 官民一体となった関係国への働きかけ等、模倣品・海賊版対策の強化 日本版 ITCの実現</p> <p>3. 知的財産の活用 共有成果等の利用の自由度確保、パイ・ドール制度の適用拡大等、産学官連携における知的財産の取扱いの一層の柔軟化 知的財産の取り扱いについて、経営戦略としての企業の自由度を確保、価値評価は企業の創意工夫に委ねるべきである。 裁判管轄権に関する国際ルール化 知的財産権のグループ内一元管理のための信託制度の創設 競争力強化の観点から特許技術情報開示</p> <p>4. 人材育成 技術系人材の登用等、法科大学院の更なる改善すべきである。 Patent Attorney制度の導入を検討すべきである。</p>
32	団体	<p>1. コンテンツの種類・性質に応じた提供形態の確保 ソフトウェア・コンテンツの利用（使用）契約は、独禁法や消費者契約法等の法令に違反しない限り有効との確認をすることが必要である。 アクセスコントロールについて刑事罰の創設、アクセスコントロールの解除（回避）サービスの規制、コピーコントロールやアクセスコントロールを解除（回避）する特定情報の公衆への提供行為の規制が必要である。</p> <p>2. コンテンツの使用（アクセス）に対応した対価取得機会の保障 複製物の中古流通過程でもゲームソフト製作者やクリエイターの対価取得機会を保障する制度の創設が必要。 無断使用やアクセスを規制する使用権（アクセス権）の創設の導入を検討すべき。</p> <p>3. 権利の執行制度の拡充 刑事罰の強化や懲罰的賠償制度の導入等、権利侵害抑制制度の充実を希望する。 侵害量の推定制度や、法定賠償制度、発信者情報の開示制度の拡充など権利侵害からの救済制度の充実を希望する。</p> <p>4. 既存の貿易関係組織を活用した積極的な海外展開の支援体制や、コンテンツビジネスを海外で展開する上での情報収集・発信機能の構築・向上にむけた体制等の一層の整備が必要。</p> <p>5. 義務教育での著作権教育は必須。 また単にモラルとしてだけでなく憲法精神として知的財産教育を行うことが必要。</p>
33	団体	日本とEUでWTO/TRIPSの合意事項に配慮しつつ、PRでの取り組みを強化すべきである。
34	団体	<p>1. 知的財産と、他の分野、特に会計及び財務の分野との融合を図るような人材育成の為の施策が必要である。</p> <p>2. 著作権その他の知的財産権で保護されているとの理由で自由利用が認められていない公的機関が保有する情報（データ）について、民間企業がより自由に利用できるような方策が必要である。</p>
35	団体	<p>1. デジタル著作権管理技術等の更なる開発に向け開発支援・関係法制度の整備等が必要である。</p> <p>2. 産業界及び政府は協力して、コンテンツの不正コピーや不正アクセスを防止すべく消費者の著作権に対する認識を向上させるキャンペーン等の啓蒙活動の実施をすべきである。</p> <p>3. モバイル機器の修理・買い替え等における著作物の複製が著作権法違反にならないことの明文化が望まれる。</p> <p>4. 今後、コンテンツ流通のかなりの部分を占めると想定されるインターネット等の送信対象となる著作物の流通を促進する為、権利処理機関の強化・新設またADRの新設等について政府を含めた関係者間の議論が望まれる。</p> <p>5. 著作権を一括管理する機関を設立し、著作権を円滑に一括処理できるようにすることが望ましい。 また、権利保護と利用普及との両面からバランスを考慮して自由な競争が促進されるよう、独禁法が運用されることが望ましい。</p> <p>6. 携帯電話の画面の意匠法上での保護を強化することが望ましい。</p> <p>7. コンテンツ製作者に対する資金提供の施策等の強化、及びコンテンツの信託制度についての施策の強化が望まれる。</p> <p>8. 官民が協力して、コンテンツプロバイダーの海外進出の支援策を実施することが望ましい。</p>
36	団体	<p>1. 知的財産のなかでも、工業所有権に関する科学技術と著作権に関する文化芸術とは、そのインフラストラクチャーにかなりの格差と差異が存在することに留意して頂きたい。</p> <p>2. 知的財産をつくる人材の確保 実演家・スタッフ等の芸術家等のライフステージに相應しい養成・研修体制の充実、芸術創造の基盤整備が必要である。 映画、演劇等の国立大学、学部、学科の設置促進が必要である。 映画等の現職者の能力向上の研修等を充実するために支援拡充、例えば、舞台芸術の研究、教育、研修に関する総合研究教育機構の創設が必要である。 実演家・スタッフ等の芸術家等が能力を十分に發揮する為に安全で安心して活動に取組めるセーフティネットの確立が必要である。 実演家・スタッフ等の芸術家等の活動特性に相應しい社会保障体制の確立、フリーの実演家、舞台・映像スタッフ等の活動特性に見合った事故災害補償を中心とする制度創設が必要である。 実演家・スタッフ等の芸術家等の出演に係わる公正・円滑な制度の確立、出演時の文章契約を促進する仕組み確立が必要である。</p> <p>3. 知的財産の創造 地域社会に舞台芸術の拠点を形成する財政、法的基盤の整備や税制上の措置を進める必要がある。 国家予算の文化芸術への配分割合を倍増するぐらいの対応、文化芸術に対する個人寄付の特別優遇枠を設定し、個人の文化芸術への関心を喚起し寄付文化を育てるような方向性をもつ、大胆な財政支出と税制面での対応が必要である。</p> <p>4. 知的財産の保護 視聽覚的実演に係る実演家の経済的権利を確立する法改正の早期実現と、視聽覚的実演に関する条約の早期策定を望む。 日本においても、欧米諸国より短い実演の保護期間につき、その延長を早急に検討するよう望む。 実演家の肖像権保護について、政府からの積極的な支援だけでなく、法律で明確に保護することを望む。</p>
37	団体	<p>1. 知的財産創造の促進 特許法35条が強行規定であることによる訴訟多発を防止すべく、職務発明制度の見直し、新たな仕組みを構築すべきである。 産学官連携の成果を企業として利用しやすくなるための契約等の柔軟な制度・運用が望まれる。 その成果たる知的財産権の取扱いも一層の柔軟化が必要である。</p> <p>2. 知的財産の保護強化 知財権侵害訴訟手続の改善、技術に明るい法曹人の養成、模倣品・海賊版対策の強化が必要である。 特許審査体制の整備、国際的な制度調和の実現、新分野における発明の適切な保護が必要である。 商標の一層の早期権利化の為の審査体制等の整備、マドリットプロトコル出願の促進関係、新分野における商標権の適正な保護が必要である。</p>

No	団体 / 個人別	意見
		<p>3. 知的財産の活用 企業戦略の為に3指針について、企業戦略はあくまで個々の企業問題で規格化等には馴染み難く、特に知財の取得 管理指針は馴染まない。 登録を要する知的財産権は、特許性について登録国の専属管轄とする国際ルール策定に向け努力すべきである。 知的財産権の円滑かつ効率的な活用を図るべく、知財権の為に信託制度は検討すべきである。 権利者が倒産した場合、知的財産の譲渡の場合に、ライセンサーに不利益が及ばない制度的手当てが必要である。 コンテンツの流通促進の仕組み並びに保護・利用の調和のとれた制度設計を検討すべきである。</p> <p>4. 法律及び技術・ビジネスの双方に通じた人材を育成する法科大学院や、その人材を活用する制度を検討すべきである。</p>
38	団体	<p>1. 基本方針について 知的財産の創造・保護及び活用の為政府が集中的かつ計画的に実施すべきは、中小企業や地場産業、デザイン事務所の事業者に対しての支援を基本とすべきである。</p> <p>2. 施策について 特許庁への申請資料並びに同庁収集資料を含む誰もが利用できるデザイン検索システムの構築が必要である。 中小企業等の知的財産権の登録申請、その防衛にかかる費用の減免、支援・補助制度の創設が必要である。</p> <p>3. 創作物の早期保護 計画書において知財権のひとつとして「デザイン権」という文言の使用を希望する。 権利化までの期間の短縮化及び、改良デザインに関する無審査登録制の導入の検討を希望する。</p> <p>4. デザイン創作物の保護形態として、従来の意匠に加えて、無審査登録及び著作権による保護、それらの重層的保護といった選択的な保護の道を整えて欲しい。</p> <p>5. 知財に関する教育の振興及び人材の確保等 初等教育段階からの知財教育及びデザイン教育を行うことが必要。 知的財産権に関する人材の育成と再教育の為に機関として「デザイン系社会人大学院」の設置が必要。 大学での資格認証制度導入に連動し、知的財産権の保護・活用に関する研修を核にした「デザイナー資格制度」の創設検討が必要。</p>
39	団体	<p>1. 創作から意匠出願までの間に権利の空白期間が存在し且つその期間中にデザインを顧客に開示することへの対応が必要である。 これについて「戦略的デザイン活用研究会」で「デザインの著作権保護」が提案され、その帰趨を注目している。</p> <p>2. 例えば意匠法と著作権法のように省庁間の垣根の存在が問題である。 3. 「目方のない物に金を払わない」日本人の体質で、デザイン料が最初に削減され又簡単に複写等されてしまう 国を挙げての意識の底上げが必要である。</p> <p>4. 知財権意識のない法律家が多く、知的財産を財産として見る弁護士が非常に少ない。 外国に負けない知財権の専門家を多数養成し、常に他分野の専門家と組んで法律問題に対処する仕組みを作らねばならない。</p> <p>5. 長い流通経路は、デザイン料が入り難く又安易な模倣に繋がるといふ問題がある。 日本で独自のブランド品が育たない原因に流通側の問題も多く存在することを自覚すべきである。</p> <p>6. 金融機関は知財型のベンチャー企業への融資に極めて慎重で小メーカーの資金調達力の限界となっている。 今後デザインを前面に出して国内外で競争力を持つ企業を育成するなら「完成された知財」を守ると同時に、資金融資・調達方法等 で「知的財産を生む人」に対して支援強化するシステム構築が必要である。</p>
40	団体	<p>先案主義、採用商標制度」という新登録制度をつくる。 採用されたデザイン等を期日特定インターネット上で公開する仕組みで「先案主義」で著作権が図れないか。 これで商標登録費用を出せない小企業・弱小デザイナーでも採用商標を世界的に告知する公開開示システムをネット上に設け現行商標制度の補完的役割を果たすことができる。 加えて未使用アイデアについては他のデザイナーや採用希望者が二次活用できる仕組みを作る。</p>
41	団体	<p>1. 個人又は狭い分野の団体が利用できる機関（仮称アーカイブセンター）の創設 2. 図書館の著作権情報発信ステーション化 3. 自由な創作活動をバックアップする広範な創作助成金制度の創設 4. 保護期間の満了した写真著作権の保護復活</p>
42	団体	<p>1. 要望事項 薬事法等で、申請データの知的財産としての位置づけを踏まえ、欧州並のデータ保護期間（少なくとも新薬承認後10年）の設定する。 上記保護期間経過前では、申請等に係るデータが公表されてない新薬に関し、該データを事実上援用して行う後発医療用医薬品の簡略申請は認めないこととする。 上記保護期間経過前に行われる後発品申請に際し、先発品の申請等に係るデータが公表されていることを示すか或いは先発品メーカーのデータを添付すること、を義務付ける。</p> <p>2. 職務発明についての提言 35条3項4項について、労働法的に対等な契約及び合理的対価が担保される前提で、相当の対価」を法律で保証する方式から、発明者と使用者間の契約等による取り決めを尊重する方式に改めるべき。 尚、合理的対価の判断には、少なくとも以下の点を参酌すべきである。 - 昇進、褒章一時金、研究テーマ選択権等の発明者に対する企業の貢献も、その性格によって合理的対価の一部を構成し得る。 - 企業が製品販売にて利益を得ている場合には、発明完成後も企業努力（投資を行っていること、 企業がより有利なライセンス契約を締結する為の企業努力を行っていること、 企業が開発リスクを負っていること</p>
43	団体	<p>1. 基本姿勢 我国のライフサイエンス・バイオテクノロジー分野における特許出願件数を増大させ、欧米諸国に対抗し、凌駕する特許競争力を引出す。 ライフサイエンス関連ベンチャー、公的研究機関とライフサイエンス・バイオテクノロジー産業との密接な協力関係を構築し共存共栄を図る。 特許情報等の有効活用による、研究開発活動の活性化を図り特許競争力を強化する。</p> <p>2. ライフサイエンス・バイオテクノロジー分野での知的財産に係る重要事項 基礎から応用を見渡した適切な制度設計 産学官連携による特許制度設計が必要。 ゲム情報は情報・特許の流通により研究の自由を確保する。 ゲム情報等の特許を活用し新規技術等を開発し強い排他権を与えベンチャー・公的研究機関及び産業界の競争力強化・発展を図る。 基礎研究から産業化までの全過程を見通す制度設計での知的財産の適切な付与が必要である。 ゲム関連特許等における審査基準の国際的調和の実現が必要である。 日本特許庁による欧米をリードする先取りの問題提起、審査基準の策定、事例集作成を可能とする体制作り 先端医療技術の特許化と関連する制度の整備 医療行為発明の保護のあり方 先端医療は、優先的に特許化を認め特許対象とすべきである。 医療全般に渡り特許化し、医療行為は産業上利用できる発明にはあたらぬとする特許上の運用の廃止すべきである。 特に薬物療法は、現にニーズがある為、早期の特許化が必要である。 医療行為の特許化にあたっての制度 特許性は、あくまで特許法上の要件で判断すべきである。安全性は、実施にあたり安全性確認を義務付け、 関連行政機関に申請等する制度を確立すべきである。 先端医療は、医療機関だけでなくこれを支援する企業・ベンチャーの実施まで認める規制緩和をすべきである。 この際、関係行政機関の指導・認可の下、安全性を確認し実施すべきである。</p>

No	団体 / 個人別	意見
		<p>生命倫理に係る知財のあり方 生命倫理に係る知的財産のあり方 国が定めた法律・基準の下に、その基準を満たせばES細胞、EG細胞の関連特許を認めるべきである。 ES細胞、EG細胞の関連特許の実施は、法律の下、指針を策定し規制すべきである。 関係行政機関は、安全性・倫理上の観点から国民の理解を得られる技術分野の規定、指針を早急に策定すべきである。 国民への理解活動・周知活動を平行して実施すべきである。</p> <p>ライフサイエンス・バイオテクノロジーの研究開発と産業の発展の為の特許の有効活用 ライフサイエンス分野では総ての研究開発は研究開発を自由に行い特許の権利行使システムとする。 その際は、特許法69条の「試験研究」と権利行使の範囲を明確化して頂きたい。 総ての研究活動はその実施に際し差止請求されないこと、若しくは通常実施権を与えることとする。 研究開発に係る特許の権利者の利益を損なわない為に対応の対価を支払うシステムの構築。 企業間で研究開発に用いる特許は、同一条件での相互使用を認める相互契約を業界に拡大し、更に我国産業界全体に拡大し、究極的には欧米にも波及させて研究開発活動への自由な活用を推進するシステムを作る。 基礎的な代替性のない特許はその有効活用を図るシステムを構築する。 代替性のない特許はそれを活用すべく通常実施権制度とすべきである。 不当な独占を抑制すべく「競法の判断基準を明確化」を行うべきである。早急に基準となるガイドラインの策定が必要である。 特許法93条の公共の福祉に係る裁定実施の明確な判断基準となるガイドライン策定、93条の具体的項目の規定等、拡充が必要である。 このような遺伝子等の特許の世界標準化による運用。これにより独占実施権を設定せず通常実施権とすべきである。 遺伝子関連特許が不当なライセンス料で、研究開発活動を阻害している事例がある。</p>
44	団体	<p>1. 知的財産の創造の推進に関する事項 引き続きの出版コンテンツの創作奨励を希望する。 新たなサイクルビジネスと適切なビジネス関係をもつ為に著作権法附則4条の2の撤廃を求める。 出版者に報酬請求権を著作権隣接権制度の中に認めることを利用者団体と協議中であり、進展次第で速やかな法制化を希望する。 既刊書の長期間保有が必要であり、消費税率変更のたび価格表示変更費用がかかるので、今後の税率変更の際には据え置き・税軽減税率の適用を強く希望する。</p> <p>2. 知的財産の保護強化に関する事項 アジア地域諸国を中心とした海賊版対策の強化が多様なコンテンツに共通の課題として早急に望まれている。 コンテンツ海外流通促進機構が海賊版監視態勢を確立させるなど、活動強化を図る必要がある。 我国出版社が東南アジアで印刷した印刷シートを輸入して国内で製本する際に現在の関税率法では課税対象となってしまう為、フローレンス協定ナイロビ議定書への早期の批准を要望する。</p> <p>3. 知的財産の活用の促進に関する事項 日本語著作物の翻訳者養成に助成策を実施すると共に、我国の優れた著作物の翻訳出版への助成を行うことを希望する。 国際交流会に対する助成額は低金利の影響を受けて、国際交流基金の運用資産の減少等で減少している。 日本文化の海外紹介の機会が現状より減少しないような措置を要望する。</p>
45	団体	<p>著作権の保護期間を諸外国と同等に延長して欲しい。 発表時から発生する映画の著作権は、監督等の死亡時から発生する欧州との格差が大きいため、更に適正な延長が必要。</p>
46	団体	<p>1. 特許裁判所機能の創出を進める際、証拠集手順の拡充の計画、特に侵害行為立証の容易化及びその過程の営業秘密の保護に関し、米国のProtective Order制度を参照して盛り込んで欲しい。</p> <p>2. 損害賠償制度強化を検討する際、知的財産権の悪質侵害時の拡大的損害賠償(enhanced damages)、著作権侵害時の法的損害賠償(statutory damages)米国内での経験を十分に参照して盛り込んで欲しい。</p> <p>3. 模倣品・海賊版等への対策に関し、米国内での経験(デジタル作品のウォーター・マーキング等の利用)を参照して盛り込んで欲しい。 知財権侵害に対する国境措置の改善(関税官の増員)国内での模倣品等の取締り強化(香港・英国でのIP警察の設置、模倣品のサプライチェーン取締り)について盛り込んで欲しい。</p> <p>4. 新分野での知財保護に関し、米国内でのネットワーク上での著作権保護強化の経験を参照して欲しい。 バイオ・テック関連発明の適切かつ明確な取扱い・保護の方策も求める。</p>
47	団体	<p>模倣品・海賊版への対処法の提言</p> <p>1. 法の整備について 三倍賠償制度など侵害行為に抑止力となる懲罰的賠償制度や法定賠償制度等の導入が必要である。 著作権法における刑事罰を他の産業財産権と同水準に引上げる(5年・500万円)。 技術的保護(制限)手段の保護強化の為、著作権法「不正競争防止法の改正」の検討が必要である。</p> <p>2. 法の執行について デジタル・ネットワーク犯罪に対して、捜査機能及びその体制を強化する必要がある。 海外での著作権侵害等の場合、政府による政府間交渉を含めた積極的な保護支援が必要である。 取締り執行機関間で知財権侵害事犯に関する連携、協力的体制強化が必要である。</p> <p>3. 法の啓発について 広報・啓発活動の政府としての役割強化</p>
48	団体	<p>1. 私立大学の専門職大学院に対する国等の支援強化 私大が設置する専門職大学院への国等の一層の支援策強化が必要である。</p> <p>2. 大学が負担する登録申請等費用に対する国等の支援措置 知的財産権にかかる登録申請費用及び維持管理費用について国等の支援策が必要である。</p> <p>3. TLOに関する税制の抜本的改正 大学等技術移転促進法の指針で定めるライセンス収益の大学への還元につき税法上非課税扱いとする措置が必要である。</p>
49	団体	<p>1. デジタルコンテンツの法的・技術的保護強化 地上デジタル放送の開始に向け、コピー制御・限定受信方式等の技術的対応と併せて法的対応が重要である。</p> <p>2. 知的財産をめぐる契約環境の整備 ライセンサーが破産等した場合のライセンス保護は無いに等しく、その場合のライセンスの行使が事実上不可能である。 その為、ライセンス契約が権利者側の事情に左右されない安定した契約環境の確立がコンテンツ流通の基盤整備の一環として急務である。</p>
50	団体	<p>1. 知的財産人材養成への重点的支援 知的財産ロースクールや知的財産教育を重視するロースクールの設置推進、技術経営大学(MOT)の設置拡充する。 (全国に20~30箇所配置) 専門職大学院以外の既存の理科系大学においても知的財産教育を拡充させる必要がある。 企業家育成プログラムの支援拡充により大学発ベンチャーの格段の創出を目指すことも肝要。 ポスト等若手研究者の採用が民間で促進されるよう若手研究者への実務・実践能力の修得等の支援を強化する。 例えば、医療分野の発明者への国による特段の支援方策のように、特許対象外知的財産(主に先端的な基礎科学研究)の創造促進と保護制度の整備が必要である。</p> <p>2. 大学における研究成果の権利化推進 知財本部設置の支援措置手続中の大学以外の国立大学に対しても、支援拡充をすることが必要である。 国立大学に対して、明細書作成・弁理士費用・海外出願やPCT出願費用・維持経費等についての予算化が必要である。 国立大学での現行の研究費制度で、研究費の一部を特許経費に充当する等の措置を取り得ることの明確化が必要である。 企業から大学への寄付等に関する税制措置を含む環境整備につき、より強く促進するを求める。 共同研究に関する特許出願時の各発明者の寄与度の明確化につき、より強く徹底するを求める。 研究者の業績評価において知的財産関連項目を評価指標として導入することの明確化が必要である。</p> <p>3. 特許化・保護の拡充 特許審査の迅速化対策の強化は急務である。 知的財産高等裁判所を設置し、専門的処理体制の整備が必要である。 特許の一元化・範囲拡大等の国際的特許戦略構築と共に日本の主導権確保を図り、知的財産の国際的対応強化の具体化が必要である。</p>

No	団体 / 個人別	意見
51	団体	<p>1. 企業の国際競争力強化の支援 (2003年度から随時実施)</p> <p>海外における権利取得の促進支援 国際条約 (パリ条約・PCT) を有効活用した権利取得の促進。 例えば、中小企業を対象とした権利取得の重要性の啓蒙活動や代理人を対象とした海外知財制度に対する知識習得の機会提供、また大企業を対象とした国際的なデータの提供サービスや途上国を対象とした審査手続支援など。 早期権利化、知財制度に関する調和確保の為に国際協力 例えば、三極における審査協力の拡大や審査官の交流、中国・ASEANに対する審査官育成の支援促進、先行技術等の相互提供による審査の促進など。</p> <p>二国間、多国間協議での知財問題の相互理解・国際協力の促進 WPO、TRIPS等での知財保護の為に国際協調への積極的貢献など。 技術創造を産業創造に結びつける為の日本型ビジネスモデルの検討 産学協同開発の促進 大学における基礎研究と産業界とのマッチングシステムの構築など。 産業化促進での中小企業の活用 中小企業の技術と小回りの利 (経営を活かし、基礎研究を事業化する役割を中小企業が担うスキーム作り) の検討。 その為の助成措置等も必要である。</p> <p>2. 職務発明への報奨金額の算定に仲裁制度の活用を検討 (2003年度中) 例えば、知的財産仲裁センター等の活用を検討</p>
52	個人	<p>1. 知的財産制度の抜本的改革</p> <p>特許法第35条は撤廃して、企業と社員が個別に契約する制度を社会に広げるべきである。 激しい国際競争を勝ち抜いていく為には、報奨制度を明確化し、研究環境、権利の帰属など、魅力的な雇用契約の提示と評価体制を充実させることが先決である。 日本でも知財高等裁判所として、早急に弁護士、弁理士、審査官から技術判事を登用した専門裁判所とすべきである。 憲法76条1項で認められている最高裁に上告できる下級裁判所として設置するなら問題はない。 大法院制を導入することで知財判例が統一できる。</p> <p>2. 国際標準化対策の抜本的取り組み</p> <p>国際標準化に取組む人材が決定的に不足している。 大学に国際標準化を学習し研究する特別講座を設け、国際交流を図りながら人材育成を早急に行う必要がある。 ISO、ITCのスタッフとして日本人を送り込む為、国と企業と関連学界は、一体になって国際機関の日本人スタッフの増員に戦略的に取り組むべきである。</p>
53	団体	<p>1. 知的財産戦略大綱に沿って取り組みが行われている課題</p> <p>大学と企業の共有特許、海外出願の扱い等については、事前契約の締結により、ケースバイケースで柔軟な取扱いができるようにすべきである。大学の研究成果の権利化については、国として十分な支援を行う必要がある。 わが国の将来にとって重要な技術分野については、先行技術調査と審査の双方の経験を通じて審査能力を高めるとともに、審査官を増員し、審査の充実を図るべきである。 知的財産訴訟については、大綱に沿って、民事訴訟法の改正による東京高裁の専属管轄化と5人の合議制の導入に向けた取り組みが行われているが、これを更に進め、わが国でも、知的財産高等裁判所を設置すべきである。 模倣品・海賊版対策をさらに強化するなど、知的財産外交を進めるべきである。 特許権侵害品を迅速に判断し、水際で輸入を差止められるようにすべきである。 先端医療分野において、医療行為関連発明への特許権付与を早急に実現すると共に、更には、医療関連行為発明全般についても、医師の医療行為に影響を及ぼさないよう十分に配慮しつつ、特許権を付与していくべきである。 日本や欧州、アジアとの間で世界特許への取組みを加速すべきである。 その際、審査の質において国際的に調和の取れたものを目指すほか、米国に対して公開制度の全面導入、先発主義の見直しなど国際的なハーモナイゼーションを推進すべきである。 知的財産に関する情報開示や知的財産価値の評価にあたっては、企業の判断や創意工夫を尊重すべきである。</p> <p>2. 知的財産戦略大綱に沿って改革を具体化すべき課題</p> <p>職務発明の対価の額の決定は、企業において定められた取り決めに従って委ねるべきである。 ライセンス契約を結んだ相手方の倒産等により、通常実施権の効力等ライセンスの立場に影響が出ないようにすべきである。 大企業がベンチャー企業と安心してライセンス契約を結ぶことができるようにする為にも、契約の保護が必要である。</p> <p>3. 推進計画で新たに取り上げるべき課題</p> <p>国際競争力の維持・強化に向けて、技術戦略、国際標準化戦略と知的財産戦略を一体的に推進すべきである。 知的財産権を信託業法の対象とする等、グループ会社全体の知的財産権を一元管理できる仕組みを作るべきである。 国境を越えたインターネット関連特許の実施については、国内法の扱いや国際ルールを検討すべきである。 技術の素養を有する者が、ロースクールにおいて学べる機会を増やすと共に、司法試験の選択科目に、知的財産法と共に、技術の科目を加えるべきである。 また、それまでの間は、特許庁の審判官・審査官や民間の技術系弁理士のような技術と法律の双方について一定の素養をもった者を活用し、少なくとも裁判所の合議の場で意見を述べられるような制度を導入すべきである。</p> <p>4. 大綱の主旨実現に向けて産業界で自主的に取り組むべき課題</p> <p>コンテンツ産業とIT産業の協調による産業競争力の強化の観点から、違法コピー問題やコンテンツの流通拡大に、関係産業が協力して取り組むべきである。 海外展開によって生ずる意図せざる技術流出の防止に、産業界が積極的に取り組むべきである。</p>
54	団体	<p>1. 知的財産権に係る司法制度に関する要望</p> <p>東京地裁と大阪地裁に集約された一審への控訴審に関しては、審決取消訴訟と侵害訴訟の一本化を図るべくCAFC化へと進むべきである。また、経過措置として高裁でも知財案件を扱う複数部が審理の合議 (大法院審理) を可能とすべきである。 バイオ技術分野の訴訟に関しては専門性の高さ、技術的多様性・複雑性から、バイオ技術の専門的判断の可能なシステムの構築が必要である。 裁判所における 裁判所調査官、専門委員化 技術判事が充足されるまでの経過措置として、専門委員を設置し、更に専門委員が審理に参加することが必須である。 特許性の判断に関し、専門委員が可能な限り裁判官と対等な立場で関与できるシステムとすべきである。 特許性に係る判決理由分は専門委員が記載すべきである。 専門員は、特許制度とバイオ技術の双方に高度な専門性・知識を備えた者であるべきで、中立的な身分であることが必要。 例えば、特許庁 (特に審判部) からの派遣者、バイオ技術分野の特許審判・訴訟に経験の深い弁理士、バイオ系企業での特許担当業務経験が豊かな者が挙げられる。 技術判事として、技術と司法の両面から高度な判断ができる裁判官を早急に且つ計画的に育成すべきである。 大学の知財学部 (法科大学院) に一定割合の技術系定員を設け、司法試験についても技術系に配慮すべきである。 訴訟での公平性確保の為、専門委員は特許審判制度と同様に複数人とし、前職を引きずらないよう転籍し、又専門委員の除斥・忌避が可能なシステムとすべきである。 侵害訴訟の対象となる営業秘密の開示は必要である。 但し、営業秘密の審理に関する部分の裁判 証拠調を非公開とし、更に、営業秘密が守られるように審理関係者からの漏洩防止対策 (罰則・賠償) が必要である。 バイオ分野の技術的特異性から、例えば証拠提出に長時間を要する等の技術的問題があり、これにより被告側が不利となる恐れがある。従って、計画審理は裁判所主導で行い、変更は弾力的に運用すべきである。 また、計画変更は、当事者双方の合意でなく、双方の意見に基づき裁判所が決定すべきである。</p>

No	団体 / 個人別	意見
		<p>2.特許制度に係る問題</p> <p>米国の一部継続出願制度を、現状のわが国に導入しても十分な効果を期待できない。 グレースピリオドは1年に延長し、対象学術団体には制限を設けず、国内外を対象に、定義も緩く解釈した運用とすべきである。</p> <p>特許審査の迅速化の推進：審査請求者の公平性の確保をする上で、以下の対策が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTサーチレポート等の信頼のおける調査機関の先行技術調査が添付されている場合に、日本国特許庁で国際調査した国際出願の審査請求料金割引同等の引下げを多様に幅広く実施すべきである。 <p>特許庁で認定した先行技術調査機関を設置し、本機関の調査資料の添付で審査料金を割引システムとすべきである。また、早期審査請求にこの調査を添付することとすべきである。</p> <p>審査官の漸次拡充すべきである。 わが国の単一性の範囲の運用を当面現状維持し、極端に狭い運用の米国に働きかけをすべきである。</p> <p>3.その他の事項</p> <p>特許法35条3項及び4項を削除、2項に「ただし、従業者等は、契約、勤務規則その他定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用等のために専用実施権を設定したときは、合理的、かつ適正な対価の支払いを受ける権利を有する」との但書を追加すべきである。</p> <p>ライフサイエンス分野では、ゲノム及びポストゲノム関連研究成果物の多くはモノでなく将来の製品開発に重要な情報である。学術的・産業的価値の高い情報の保護のあり方については、中長期的な視野に立ち、現行特許法の発明と実施の定義に捕われず、我が国が世界をリードするよう取り組んでいくべきである。</p> <p>ライフサイエンス分野ではその研究開発過程で重要な基本技術が生まれることが少なく、夫々の研究成果も応用可能性を持った技術である。ベンチャー企業の阻害要因にならず、アカデミアを含めた商品開発・研究活動を円滑に促進できるよう、特許法69条に試験研究の範囲を明確にする記載を追加して規定しておくべきである。</p> <p>現状、我が国での非公開の医薬データの保護に関し、明文規定がなく、再審査機関6年として運用されているのみである。これらのデータに関しては、TRIPS協定に基づき知的財産権を付与してデータ保護を図ると同時に、保護期間をE.U.並みの10年とすべきである。</p>